

一般競争入札のお知らせ

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務

(2) 履行場所

川崎市立橋高等学校

(3) 履行期間

令和6年4月20日から令和6年9月30日まで

(4) 調達概要

川崎市立橋高等学校の屋上50m公認プールの施設保守管理及び施設利用者の安全確保を目的とした業務委託。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の維持管理」で登録されていること。
- (4) 過去5年間（平成31年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 業務内容が警備業法第2条第1項に該当することから（平成24年6月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長発出事務連絡「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について」による。）、警備業法に基づき、都道府県公安委員会から警備業者としての認定を受けていること。
- (6) 当該プールは、公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則に基づく公認プールであることから、同規則第15条に基づき、受託者は下記資格のいずれかを有するプール管理者を配置しなければならない。ただし、当該プールに常駐する必要はないものとする。

- ア 公益財団法人日本体育協会公認水泳指導員
- イ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級指導員
- ウ 公益財団法人日本体育協会公認水泳コーチ
- エ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級コーチ
- オ 公益財団法人日本体育協会公認水泳教師
- カ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級教師
- キ 公益財団法人日本体育施設協会水泳指導管理士

ク 公益社団法人日本プールアメニティ施設協会 プール衛生管理者

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

競争入札参加申込書等は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務の入札について」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

（1）配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 担当：鈴木

電話：044-200-0756（直通）

（2）配布・提出期間

令和6年3月25日（月）から令和6年3月29日（金）まで（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。

4 入札説明書の交付

（1）配布場所

3（1）と同じ。なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務の入札について」からの閲覧及びダウンロードも可能です。

（2）配布期間

3（2）と同じ。

5 実績の縦覧

令和6年3月25日（月）から令和6年4月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）、過去の実績（令和4年度）におけるプール日報について、3（1）の場所で縦覧に供します。

6 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和6年4月1日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。交付方法については次のとおりとします。

（1）競争参加申込書記載のメールアドレス宛に電子メールにて送付。

7 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3 (1) と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してください。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 受付期間

令和6年4月2日(火)～令和6年4月8日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年4月9日(火)午後5時までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

8 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるで必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和6年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市

競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月12日(金) 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎 306会議室(川崎市川崎区宮本町1)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

令和 年 月 日

川崎市立橘高等学校屋上50m公認プール
保守管理業務質問書

送信者

業者名	フリガナ 担当者名	電話番号	メールアドレス

質問事項（該当ページ等も示してください）

送信期限：令和6年4月2日（火）～令和6年4月8日（月）午後5時まで

送信後は確認のため必ず電話をしてください。

回 答：令和6年4月9日（火）午後5時までに全業者にお送りいたします。

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 担当：鈴木

電 話：044-200-0756

e-mail:88kenko@city.kawasaki.jp

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、毎月の業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、毎月、月額支払表に定める額を支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得

て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

- 第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

- 第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

- 第19条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第19条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年を経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながら

これを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができなるとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第21条の5又は第21条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第21条の3 第21条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の4 第21条又は第21条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の7 第21条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第22条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第21条又は第21条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第21条の3、第21条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第22条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第21条又は第21条の2の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第23条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第21条又は第21条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第21条の3、第21条の5又は第21条の6の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第21条又は第21条の2によるときは受注者が負担し、第21条の3、第21条の5又は第21条の6によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第2項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第21条又は第21条の2によるときは発注者が定め、第21条の3、第21条の5又は第21条の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第24条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第25条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第25条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第26条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務仕様書

1 業務目的

川崎市立橋高等学校の屋上50m公認プールの施設保守管理及び施設利用者の安全確保を目的とし、それに関連する業務を委託する。

2 契約期間及び稼働時間

(1) 契約期間 令和6年4月15日～令和6年9月30日
(プール使用開始前後の点検等を含む。)

(2) 稼働時間

- ア 通常時（公認競技会開催日以外。5月10日から9月30日まで）：
8時30分から18時まで
- イ 公認競技会開催日：5時から18時まで

3 使用する過機

TS式プール循環ろ過装置（全自動砂式）

※当該ろ過装置の保守点検をプール使用開始前後の計2回行うこと。

4 業務内容

契約期間中におけるプール施設等の保守管理及び施設利用者の安全確保のため、各利用形態における業務内容を次のように定める。

業務内容	利用形態			
	授業での利用	部活動での利用	校外関係者による利用	公認競技会等の使用日
ア プール消毒用薬品類の管理	●	●	●	●
イ 水質管理用機械類の運転、点検、保守、管理	●	●	●	●
ウ 遊離残留塩素の濃度測定と維持及びデータ表の管理	●	●	●	●
エ プールサイド及び観客席の清掃等の衛生管理	●	●	●	●
オ 水面及び水底の点検、清掃（浮遊物、異物、落下物等の除去）	●	●	●	●
カ 橋高等学校の学校医、学校薬剤師、養護教諭等と連携した感染症の予防	●	●	●	●
キ 体育科主任及び体育科教員と連携したプール使用時の安全確保	●	●	●	●
ク 救急薬品、救命用具及び救急処置用具の点検	●	●	●	●
ケ 更衣室、トイレ等の清掃	●	-	-	-

コ 「橘高等学校プール使用規定」に基づく外部利用責任者との連携及び施設、設備等利用上の諸注意等の伝達	-	-	●	●
サ 利用者側（利用責任者）へ使用中の安全確保のための管理体制と監視区分等の指導・助言	-	-	●	●
シ 競技用備品等の引渡し及び返却時の確認	-	-	●	●
ス 使用后、利用責任者と水泳場施設等の点検及び清掃等の指導	-	-	●	●
セ 橘高校の責任者と外部利用者団体との事前打合せの立会い及び助言	-	-	●	●
ソ 利用者の監視及び指導を行うとともに事故等の発生時における救助活動を行うための監視員の配置	-	-	-	●
タ 公認競技会開催仕様に基づく会場準備・片付け（プリンティングタイマーの取り付け及び動作確認、SEIKOタッチ板のセッティング及び動作確認等）	-	-	-	●

※備考

- ・各利用形態における業務内容は、上記表中「●」印が付いているものとする。
- ・上記「利用形態」が複数該当する日は、業務内容の項目が多い方を適用する。
- ・業務内容「タ」に記載する計時機器の取り扱いについては、実際に同種類の機器の使用経験がある者が対応すること。

5 要員の配置と資格

(1) 別添プール日程表に基づき、契約期間中において、以下の者を適宜配置すること。

この場合において、それぞれの要員は兼務することができる。また、双方の協議により人員配置の日程を変更することができる。

ア プール水質管理用の機器操作可能な要員 1名

イ プールの維持管理のできる要員 1名

※日本赤十字社水上安全法救助員、日本赤十字社救急法救急員、消防庁上級救命講習受講者等の応急救護に関する資格を有していること。

ウ 公認競技会としての使用時に公認競技会開催仕様への会場準備・片付け要員及び公認競技会開催時に救助活動を行うための監視員 2名以上

(2) 業務内容が警備業法第2条第1項に該当することから（平成24年6月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長発出事務連絡「プール監視業務を外委託する場合における警備業の認定の要否について」による。）、警備業法に基づき、都道府県公安委員会から警備業者としての認定を受けていること。

(3) 当該プールは、公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則に基づく公認プールであることから、同規則第15条に基づき、受託者は下記資格のいずれかを有するプール管理者を配置しなければならない。ただし、当該プールに常駐する必要はないものとする。

- ア 公益財団法人日本体育協会公認水泳指導員
- イ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級指導員
- ウ 公益財団法人日本体育協会公認水泳コーチ
- エ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級コーチ
- オ 公益財団法人日本体育協会公認水泳教師
- カ 公益財団法人日本体育協会公認水泳上級教師
- キ 公益財団法人日本体育施設協会水泳指導管理士
- ク 公益社団法人日本プールアメニティ施設協会プール衛生管理者

6 プールの公認申請

申請（登録）手続については、委託者が手続及び公認料の支払等必要な処理を行う。

7 各種報告

- (1) 委託期間中の各種機器の点検、水質測定、備品等の貸出・返却等のデータ集計及び事業報告
- (2) 機械運転日報の作成
- (3) 水質維持管理データ表と利用人員データ表の作成（毎時間）
- (4) 備品等の点検及び貸出ノート作成
- (5) 事故発生時の緊急連絡及び事後処理の報告
- (6) 利用者側からの意見等についての報告
- (7) 月間報告書の作成

8 業務に必要な物品の負担

本業務に必要な物品等については、委託者及び受託者が以下のとおりそれぞれ用意するものとする。

- (1) 委託者負担：業務に必要な電気・水道、プール消毒用薬剤、医薬品、自動体外式除細動器（AED）
- (2) 受託者負担：委託者が負担する以外の業務に必要な資機材（清掃用具、文具類、維持管理に必要な資材（測定機器・薬剤・工具）、ユニフォームなど）

9 委託料の支払い

- (1) 諸手続きに要する経費及び事務費等を含めた全体額での契約を締結し、月ごとの請求で翌月払いとする。
- (2) 委託料は、前月分の実績を集計した関係書類を審査した後、請求書により30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約期間中に業者側の不注意等により施設設備等を破損した場合には、業者側の責任により現状復旧しなければならない。
- (2) 契約期間中に不測の事態が生じた場合は、双方で協議する。

令和6年度 プール日程表(予定)

5月	曜日	(1)	(2)	(3)	6月	曜日	(1)	(2)	(3)	7月	曜日	(1)	(2)	(3)	8月	曜日	(1)	(2)	(3)	9月	曜日	(1)	(2)	(3)
1日	水				1日	土	○	○		1日	月	○	○		1日	木	○	○		1日	日	○	○	
2日	木				2日	日	○	○		2日	火	○	○		2日	金	○	○		2日	月	○	○	
3日	金				3日	月	○	○		3日	水	○	○		3日	土	○	○		3日	火	○	○	
4日	土				4日	火	○	○		4日	木	○	○		4日	日	○	○	○	4日	水	○	○	
5日	日				5日	水	○	○		5日	金	○	○		5日	月	○	○		5日	木	○	○	
6日	月				6日	木	○	○		6日	土	○	○		6日	火	○	○		6日	金	○	○	
7日	火				7日	金	○	○		7日	日	○	○		7日	水	○	○		7日	土	○		
8日	水				8日	土	○	○		8日	月	○	○		8日	木	○	○		8日	日	○		
9日	木				9日	日	○	○		9日	火	○	○		9日	金	○	○		9日	月	○		
10日	金	○			10日	月	○	○		10日	水	○	○		10日	土	○	○		10日	火	○		
11日	土	○			11日	火	○	○		11日	木	○	○		11日	日	○	○		11日	水	○		
12日	日	○			12日	水	○	○		12日	金	○	○		12日	月	○	○		12日	木	○		
13日	月	○			13日	木	○	○		13日	土	○	○		13日	火	○	○		13日	金	○		
14日	火	○			14日	金	○	○		14日	日	○	○		14日	水	○	○		14日	土	○		
15日	水	○			15日	土	○	○		15日	月	○	○		15日	木	○	○		15日	日	○	○	○
16日	木	○			16日	日	○	○		16日	火	○	○		16日	金	○	○		16日	月	○		
17日	金	○			17日	月	○	○		17日	水	○	○		17日	土	○	○		17日	火	○		
18日	土	○			18日	火	○	○		18日	木	○	○		18日	日	○	○		18日	水	○		
19日	日	○			19日	水	○	○		19日	金	○	○		19日	月	○	○		19日	木	○		
20日	月	○			20日	木	○	○		20日	土	○	○	○	20日	火	○	○		20日	金	○		
21日	火	○			21日	金	○	○		21日	日	○	○		21日	水	○	○		21日	土	○		
22日	水	○			22日	土	○	○		22日	月	○	○		22日	木	○	○		22日	日	○		
23日	木	○			23日	日	○	○		23日	火	○	○		23日	金	○	○		23日	月	○		
24日	金	○			24日	月	○	○		24日	水	○	○		24日	土	○	○	○	24日	火	○		
25日	土	○			25日	火	○	○		25日	木	○	○		25日	日	○	○	○	25日	水	○		
26日	日	○			26日	水	○	○		26日	金	○	○		26日	月	○	○		26日	木	○		
27日	月	○			27日	木	○	○		27日	土	○	○		27日	火	○	○		27日	金	○		
28日	火	○			28日	金	○	○		28日	日	○	○	○	28日	水	○	○		28日	土	○		
29日	水	○			29日	土	○	○		29日	月	○	○	○	29日	木	○	○		29日	日	○		
30日	木	○			30日	日	○	○		30日	火	○	○	○	30日	金	○	○		30日	月	○		
31日	金	○								31日	水	○	○		31日	土	○	○						
勤務日数		22	0	0	勤務日数		30	30	0	勤務日数		31	31	4	勤務日数		31	31	3	勤務日数		30	7	1

- (1)⇒プール水質管理用の機器操作のできる要員1名
 (2)⇒プールの維持管理のできる要員1名
 (3)⇒公認競技会開催仕様への会場準備・片付け要員及び救助活動を行うための監視員としての要員2名以上
 ※それぞれ、表中の○印の付された日に勤務を行うものとする。

・授業で利用する期間

6月から9月中旬頃まで
 (1)及び(2)の要員の勤務を要する。

・部活動で利用する期間

5月中旬頃から9月末頃まで
 (1)の要員のみの勤務を要する。

・公認競技会等の使用日

表中 ■ にて示された日(予定)
 (1)、(2)及び(3)の要員の勤務を要する。

原議保存期間 1 年
(平成26年 3 月31日まで)

警視庁生活安全総務課長
各道府県警察本部生活安全部長 殿

事務連絡
平成 2 4 年 6 月 2 5 日
警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長

プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について
昨年、大阪府泉南市内の市立小学校のプールで起きた児童の死亡事故について、
市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受け
ていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化してい
たことが明らかとなったところである。

当該事件等を受け、関係省庁、自治体等から、プール監視業務を委託する場合に
受託者に警備業の認定が必要となるか否かについて質疑が寄せられており、警察庁
においても、NPO法人日本プール安全管理振興協会等に対し別添 1 のとおり回答
しているところである。

プール監視業務については、これがプールの所有者自身の職員により行われてい
る場合やPTA、ライフガード等により無償で行われている場合には、警備業法（昭
和47年法律第117号）上の問題とはならないが、所有者から有償で委託を受けて行
われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するた
めに必要な措置をとること（雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等）を主な任務とし、
事故が発生した場合には人命救助等をも行うものとして、警備業法第 2 条第 1 項第
1 号又は第 2 号に該当し、警備業務に当たると解される。また、警備業者には、警
備員の人数や担当業務、事故発生時の措置といった業務の重要事項を依頼者に事前
に説明することや苦情に適切に対応することなどが義務付けられており、認定を受
けた業者に依頼がなされることで、プール監視業務の適正が図られることも期待さ
れるところである。

各都道府県警察にあっても、このような趣旨を踏まえ、自治体等からの質疑等
に対し、適切に対応することとされたい。

なお、(一社)全国警備業協会に対し、別添 2 のとおりプール監視を行う警備員
の資質向上等について依頼していることから、参考とされたい。

プール監視業務について

Q プール監視業務は、警備業務に当たるのですか？

A 他人との契約に基づき、特定の施設において、事故等の発生につながる情報を把握するための活動を行い、このような情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故等が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置をとることを行っている場合には、警備業務に当たります。このような業務を有償で行う場合には、警備業の認定を受けていることが必要です。

プール監視業務については、プールに沈んだまま浮かんでこない、異常に手足をばたつかせているといった事故の発生につながる情報を把握するための常時監視を行い、このような情報を把握した場合には、行為者に注意し又は救護に向かうことなどをその内容としているため、これを他人のために行っている場合には、警備業務に該当します。

Q プール監視を行う場合には必ず警備業の認定が必要なのですか？

A プール監視業務を、他人から委託を受けて、有償で行う場合には、認定が必要です。次のような場合には、警備業の認定は必要ありません。

○ プール監視業務を、プール管理者の職員が自ら行う場合

例) 学校のプール監視を教師や事務員が行う場合、公園のプール監視を職員が行う場合等

○ プール監視業務を外部に委託しているが、ボランティアで行われる場合

例) 学校のプール監視をPTAの役員、NPO法人等がボランティアで行う場合等

○ プール監視業務を、指定管理者制度により指定を受けた者が行う場合

例) 公園のプール監視について指定管理者となった業者、NPO法人等が、監視員を採用して監視を行う場合等

Q プール管理者の職員が監視を行っても警備業務に当たらないのはなぜですか？

A 警備業法では、警備業務とは、「他人の需要に応じて行うものをいう」とされています。したがって、自然人が自己の施設を警戒する場合はもちろん、法人が自己の所有する施設について、その従業員に警戒させる場合も、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務に該当しません。

Q 水泳のインストラクターが水難救助を行うと警備業務に当たるとはのでしょうか？

A 本質的に事故の発生を警戒し、防止するという要素を含む業務を行うに当たって、一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し、防止する活動が行われる場合

には、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務には当たりません。

例えば、水泳のインストラクターが受講者の安全を確保する場合や学校行事を引率している教師が生徒が溺れるのを防止するために監視を行っている場合等は、自己の業務の内容として必要とされる範囲内で事故等を防止しているにすぎず、警備業務に該当しません。

Q プールの清掃業務や水質検査業務と一緒にプール監視業務を委託する場合はどうすればいいのでしょうか？

A 清掃業務等自体は警備業務には当たりませんが、これを警備業務である監視業務と一体の契約として委託する場合には、警備業の認定を受けた業者に委託する必要があります。なお、プール監視業務だけを切り離して委託すれば、清掃業務等について警備業の認定は不要です。

Q 警備業の認定のない業者にプール監視を有償で委託するとどうなるのでしょうか？

A 警備業の認定を得ずに警備業務を行っていた業者は、警備業法違反として罰則の対象となり得ます。

平成 24 年 6 月 25 日

一般社団法人 全国警備業協会 御中

警察庁生活安全局生活安全企画課
犯 罪 抑 止 対 策 室 長

プール監視業務を受託する際の警備員の資質向上について（要請）

拝啓

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、大阪府泉南市内の市立小学校のプールで起きた児童の死亡事故について、市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受けていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化していたことが明らかとなったところです。

プール監視業務については、プールの所有者から有償で委託を受けて行われている場合は、警備業務に該当するものとして、警備業者が実施することとなるため、貴協会におかれましても、プール監視業務を行っている業者に対し、従事する警備員に対する十分な教育を行うとともに、契約上求められる監視員の確保を徹底するようお願い申し上げます。

なお、プールにおける安全確保に資する資格等としては、次のようなものがあります。
敬白

- プール安全管理者（管理主任者・管理責任者）資格
- 水泳指導管理士資格
- プール安全管理基礎検定
- プール管理責任者講習会
- 水上安全法救助員資格
- ライフセーバー資格

川崎市立橘高等学校屋上50m公認プール保守管理業務

月 額 支 払 表

	金 額	消費税	合 計	備 考
4月分	円	円	円	
5月分	円	円	円	
6月分	円	円	円	
7月分	円	円	円	
8月分	円	円	円	
9月分	円	円	円	
合 計	円	円	円	

競争参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地.....

商号又は名称.....

代表者職氏名.....印.....

電話番号.....

メールアドレス.....

担当者氏名.....

令和6年3月25日付けで公告された次の調達的一般競争入札に参加を申し込みます。

1 件名

川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務

2 履行場所

川崎市立橋高等学校

3 類似契約実績（官公庁優先）

件名	契約先	契約金額
年度		千円
年度		千円
年度		千円

※契約書の写しを添付してください。件名・契約先・契約金額がわかる部分だけで結構です。

4 会社概要

資本金	従業員数	営業年数
千円	人	年

委任状

私は、件名 川崎市立橘高等学校屋上50m公認プール保守管理業務において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項 1 入札（見積り）に関すること。
2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

委任者（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

印

記載例

(代理人が入札に参加する場合)

委任状

私は、件名 川崎市立橘高等学校屋上50m公認プール保守管理業務において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札（見積り）に関すること。
 - 2 開札の立会いに関すること。

入札日を記載

令和 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

委任者（代表者）

所在地 登録地
商号又は名称 登録社名
代表者職氏名 登録代表名

代表印

受任者（代理人）

所在地 支店等登録地
商号又は名称 支店等登録社名
受任者職氏名 入札参加者

私印

入 札 (見 積) 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）
します。

		十億			百万			千		円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	---

(件 名

)

(履行場所

)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に円を記入してください。
訂正したものは無効とします。
3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

記載例

(代理人が入札に参加する場合)

契約番号

入札(見積)書

入札日を記載

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

登録地

商号又は名称

登録社名

代 表 者 名

登録代表者名

印
代表者印

代 理 人 名

代理人名

印
私印

次の金額で請負(供給)したいので川崎市契約規則を堅く守り入札(見積り)します。

		十億			百万			千		円

(件 名)

(履行場所)

- 注 1 本書は、入札(見積り)件名を記載した封筒に封入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。
3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。